平成２４年（フ）第１８７０号
川崎市麻生区高石５丁目17番９号
債務者　山火　悦子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７７号
岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻220番地26
債務者　久保　和博
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７６号
長野県松本市蟻ヶ崎５丁目３番25号　コーポアルプス204、前住所長野県松本市蟻ヶ崎５丁目３番25号　コーポアルプス103藤原方
債務者　横山いね子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１９４号
長野県松本市横田２丁目12番10号　コーポみすず202号
債務者　東郷　正博
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４０６２号
大阪府茨木市竹橋町５－３－402、住民票上の住所大阪府茨木市若草町６番１号　ラフォーレ南茨木201号
債務者　小林　久美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１００号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―714号
債務者　奥野　幹子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１４５号
大阪市城東区古市３丁目３番１―302号
債務者　金澤　幹雄
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１１号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目16番７号
債務者　山内由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１８号
大阪府豊中市岡町北２丁目12番20号
債務者　石曽根宏美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４９号
大阪府池田市八王寺１丁目２番10号102
債務者　塩見　健一
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０１号
大阪府門真市東田町18番６―305号
債務者　小林千加代
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６６号
大阪市生野区小路東６丁目14番28号、住民票上の住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目１番35―211号
債務者　栗山　直子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９０号
大阪市港区池島３丁目10番25―108号
債務者　松井　良尚
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３３号
大阪府東大阪市森河内東１丁目12番１号　パークサイドハイツ野村602号
債務者　坂元　重子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３６号
大阪市東淀川区西淡路６丁目３番３―506号
債務者　耕田　富美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７７７号
大阪府交野市星田４丁目33番201号、前住所大阪府交野市星田４丁目33番101号
債務者　須藤　友美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８１４号
大阪府吹田市泉町３丁目19番26―602号
債務者　濵　　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部